

高山市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1. 手数料の見直し

(1) 低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請手数料（(40)の6及び6の2の部）、性能向上計画（変更）認定申請手数料（(40)の8及び8の2の部）及び性能表示認定申請手数料（(40)の8の3の部）において、床面積が300㎡を超え1,000㎡以下の区分が新設されたことによる改正 ※各部において共通した金額

ア. 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分及び住宅以外の建築物：知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合

改正前		改正後	
面積	金額 (円)	面積	金額 (円)
300㎡超 2,000㎡以下	29,000(17,000)	300㎡超 1,000㎡以下	18,000(10,000)
		1,000㎡超 2,000㎡以下	29,000(17,000)

※金額欄の（ ）は変更申請手数料

イ. 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分：市へ直接申請する場合

改正前		改正後	
面積	金額 (円)	面積	金額 (円)
300㎡超 2,000㎡以下	191,000(98,000)	300㎡超 1,000㎡以下	146,000(74,000)
		1,000㎡超 2,000㎡以下	191,000(98,000)

※金額欄の（ ）は変更申請手数料

ウ. 住宅以外の建築物：市へ直接申請する場合（モデル建物法による場合）

改正前		改正後	
面積	金額 (円)	面積	金額 (円)
300㎡超 2,000㎡以下	154,000(80,000)	300㎡超 1,000㎡以下	117,000(60,000)
		1,000㎡超 2,000㎡以下	154,000(80,000)

※金額欄の（ ）は変更申請手数料

(2) 低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請手数料（(40)の6及び6の2の部）、性能向上計画（変更）認定申請手数料（(40)の8及び8の2の部）及び性能表示認定申請手数料（(40)の8の3の部）において、床面積が300㎡を超え1,000㎡以下の区分が新設されたこと及び国において審査基準が見直されたことに伴う手数料の改正 ※各部において共通した金額

ア. 住宅以外の建築物：市へ直接申請する場合（標準入力法による場合）

改正前		改正後	
面積	金額 (円)	面積	金額 (円)
300 ㎡以下	256,000 (129,000)	300 ㎡以下	242,000 (122,000)
300 ㎡超 2,000 ㎡以下	407,000 (207,000)	300 ㎡超 1,000 ㎡以下	303,000 (153,000)
		1,000 ㎡超 2,000 ㎡以下	391,000 (199,000)
2,000 ㎡超 5,000 ㎡以下	580,000 (298,000)	2,000 ㎡超 5,000 ㎡以下	558,000 (287,000)
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下	711,000 (369,000)	5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下	687,000 (357,000)
10,000 ㎡超 25,000 ㎡以下	838,000 (436,000)	10,000 ㎡超 25,000 ㎡以下	812,000 (423,000)
25,000 ㎡超	956,000 (500,000)	25,000 ㎡超	926,000 (485,000)

※金額欄の（ ）は変更申請手数料

## 2. 手数料の追加

(1) 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物の面積要件が2,000㎡以上から300㎡以上へと拡大され、市が新たに適合性について審査手続きを行うこととなったため、建築物エネルギー消費性能適合性判定（変更）申請手数料を追加（(40)の7及び7の2の部）

ア. 住宅以外の建築物

面積	金額 (円)			
	モデル建物法による場合	標準入力法による場合	工場等の場合	複数建築物の他の建築物の場合
300 ㎡以下	92,000 ( 47,000)	242,000 (122,000)	19,000 ( 11,000)	10,000 ( 6,000)
300 ㎡超 1,000 ㎡以下	117,000 ( 60,000)	303,000 (153,000)	28,000 ( 15,000)	18,000 ( 10,000)
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以下	154,000 ( 80,000)	391,000 (199,000)	40,000 ( 22,000)	29,000 ( 17,000)
2,000 ㎡超 5,000 ㎡以下	248,000 (133,000)	558,000 (287,000)	99,000 ( 58,000)	85,000 ( 51,000)
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下	324,000 (176,000)	687,000 (357,000)	151,000 ( 89,000)	135,000 ( 81,000)
10,000 ㎡超 25,000 ㎡以下	390,000 (212,000)	812,000 (423,000)	187,000 (110,000)	170,000 (102,000)
25,000 ㎡超	457,000 (250,000)	926,000 (485,000)	233,000 (138,000)	213,000 (128,000)

※金額欄の（ ）は変更申請手数料

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた後に生じた変更内容が、基準の適合に影響のない軽微な変更である場合の軽微変更該当証明書の交付手数料を追加（(40)の9の部）

面積	金額 (円)		
	モデル建物法 による場合	標準入力法 による場合	工場等の場合
300 m <sup>2</sup> 以下	23,000	60,000	5,000
300 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以下	30,000	77,000	7,000
1,000 m <sup>2</sup> 超 2,000 m <sup>2</sup> 以下	40,000	99,000	11,000
2,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下	66,000	143,000	29,000
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下	88,000	178,000	44,000
10,000 m <sup>2</sup> 超 25,000 m <sup>2</sup> 以下	106,000	211,000	55,000
25,000 m <sup>2</sup> 超	125,000	242,000	69,000

3. 施行期日：令和3年4月1日